

相続等によって農地の権利を取得したときは…

# 「農業委員会への届出」 が必要です!!

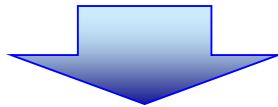
平成21年12月15日に改正農地法が施行され、農地の権利を相続等によって取得したときは、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届出をしなければならないことになりました!

## 法務局で農地の相続登記を完了した後は・・・

農地を相続したんだけど、どうしたらいいの?



**地元の農業委員会に農地法第3条の3第1項の規定による届出書と登記完了証(法務局発行)の写しの提出をお願いします。(届出書の様式・記載例は別紙のとおりです。)**



農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

### 届出が必要な者

農地法の許可を要さずに以下の理由で農地の権利を取得した者

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
  - 法人の合併・分割
  - 時効
- } 等

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、地元で農地の借り手を探して紹介したり、農地の管理についての相談に応ずるなど、農地の有効利用に努めます。

(お問い合わせ先)

枕崎市農業委員会事務局

所在：枕崎市千代田町27番地  
(枕崎市役所北別館2F)